

香川地方最低賃金審議会

第3回 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開 催 日 時	令和2年10月8日 15時15分～16時29分		
開 催 場 所	香川労働局 第一会議室		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席2人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席2人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主 要 議 題	1 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金について(金額審議)		
議 事 要 旨	<p>1 金額審議について</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 824円 (+5円引上げ)</p> <p>根拠: 今年の賃金改定状況調査結果の4表の製造業、Cランクにおける今年の賃金上昇率0.7%を基に計算し、$819円 \times 0.7\% = 5.73 \rightarrow 5円UP$としたもの。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 822円 (+3円引上げ)</p> <p>根拠: 数値の根拠はないものの、最大限譲歩して折り合いたい。しかしながら、これ以上は下げられないので、その後は公益案に委ねたい。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 821円 (+2円引上げ)</p> <p>根拠: コロナの影響もあり非常に厳しい経済状況の中、雇用の確保を優先し、精一杯の金額を出している。冷食は中小零細企業が多く、また、労務費率が高い業種であるため負担が大きい。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 821円 (+2円引上げ)</p> <p>根拠: 原材料などの在庫が溜まり、保管料等の経費が増大している。これ以上のUPは出せないため、この後は公益案に委ねたい。</p> <p>公益側より双方に再考を求めたところ公益一任となり、公益案: +2円 時間額821円を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p>		